

県税の便利な納税方法

■eL-QR（地方税統一QRコード）を活用した納税

eL-QRが記載された納付書では、全国の金融機関等窓口（P44参照）で現金による納付ができるほか、各種キャッシュレス決済（スマートフォン決済アプリやクレジットカード、インターネットバンキングを利用した納付）ができます。

詳しくは、地方税お支払いサイトでご確認ください。

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



1. スマートフォン決済アプリによる納付

対応するスマートフォン決済アプリから eL-QR を読み取ってください。

対応するスマートフォン決済アプリは、こちらをご確認ください。



2. クレジットカード及びインターネットバンキングによる納税

地方税お支払いサイトから手続きを行います。画面の案内に従って操作してください。

地方税お支払いサイトの納付手続き画面はこちらから遷移できます。



3. キャッシュレス納付ご利用にあたっての注意事項

- (1) 金融機関やコンビニでは、ご利用できません。
 - パソコン、スマートフォンサイト、タブレット端末からご利用ください。
- (2) 口座振替により納付されている方は、ご利用できません。
 - 次年度以降のご利用を希望される方は、口座振替の取り止めが必要です。
 - 口座振替を申し込んだ金融機関の窓口へ備え付けの「口座振替取消書」に届出印を押し、必要事項を記入の上、金融機関窓口へ提出してください。
- (3) 領収書は発行されません。
 - スマートフォン決済アプリの明細やカード会社が発行する利用明細などでご確認ください。
 - 領収書が必要な方は、金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付するほか、管轄地方局までご連絡ください。
- (4) 納税証明書は送付しておりません。
 - 自動車税種別割の納付確認が電子化されたことから、車検を受ける際の納税証明書の提示が省略できることになりましたので、キャッシュレス納付をご利用された場合であっても、納税証明書は送付しておりません。
- (5) 車検が近い方へ
 - 電子による自動車税種別割の納付確認ができるまで、納付から 1 週間程度かかります。お急ぎの方はキャッシュレス納付は行わず、金融機関等の窓口やコンビニエンスストアから納付してください。
- (6) 納付手続完了後に取り消しはできません。
 - 納付手続きが完了した後は、取り消しができませんので、必ず注意事項を確認した上でご利用ください。

※QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

■コンビニエンスストアでの納付

自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税については、納税通知書等に記載しているコンビニエンスストアでも納付することができます。納付可能なコンビニエンスストアについては44ページをご覧ください。

■口座振替による納付

県では、**個人事業税**及び**自動車税種別割**の納税に便利な口座振替納税制度を実施していますので、ご利用ください。

●口座振替を申し込むと…

納税のために、わざわざ金融機関に出かけなくてもあなたの口座から自動的に納税でき、ウツカリ忘れをシッカリ防ぎます。

●申込方法

口座をお持ちの金融機関窓口でお申し込みいただけます。（各地方局県税窓口にも申込用紙を用意しております。）

口座のお届け印をご持参のうえ、お申し込みください。

※郵便局のほか一部取り扱うことのできない金融機関があります。

詳しくは、最寄の各地方局税窓口へお尋ねください。

※**軽自動車税種別割（市町税）**については、お住まいの市町役場へお問い合わせください。（49ページ）

口座振替 Q & A

Q1 いつまでに申し込めばいいの？

税 目	申込期限	振込開始時期	振 替 日
自動車税種別割	令和8年1月末日まで	令和8年度分から	5月末日
個人事業税	令和7年5月20日まで	令和7年度の1期分から	1期分 8月末日
	令和7年8月末日まで	令和7年度の2期分から	2期分 11月末日

※期限後のお申込みは、翌年より対応します。

※納期限の日が休日（土・日曜日）の場合は、休日の翌日が振替日となります。

Q2 申込みの手続きは？

指定の申込書にご記入いただき、金融機関の窓口で申し込みます。口座のお届け印をお持ちのうえ、金融機関に備え付けの申込書に自動車の登録番号や口座番号などを記入して申し込んでください。

Q3 納税証明書はいつもらえるの？

自動車税種別割の納税確認の電子化により、車検時に納税証明書の提示が不要となったため、令和元年度から送付を廃止させていただいています。

Q4 家族の口座でも振替できるの？

できません。納税義務者ご本人名義の口座でお申込みをお願いします。

Q5 口座振替にしたけれど、車を買って替えたなら手続きが必要？

新車の購入や買い換えをしても、住所・氏名・口座等の内容に変更がなければ、そのまま口座振替されますので、手続きは不要です。

なお、税目・金融機関・支店・口座番号等を変更する場合は再度、お申込みをお願いします。

※**転居された場合**は、お近くの県地方局税務（管理）課までご連絡ください。